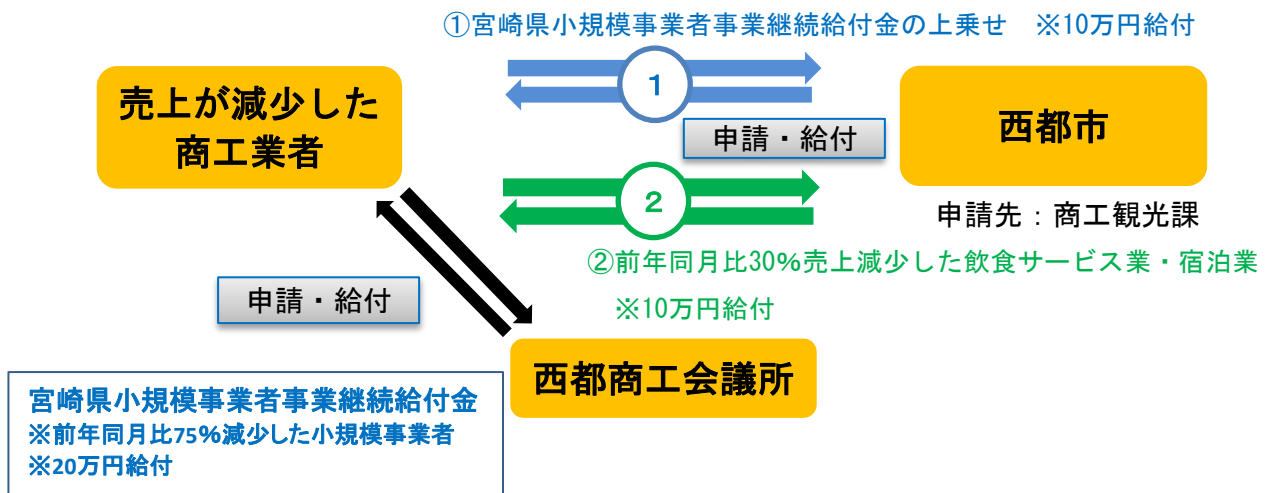


新型コロナウイルス感染症で 影響を受けた事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、特に厳しい経営環境に直面している事業所を県の「小規模事業者事業継続給付金」と一体的に支援するとともに、本市経済の実情に鑑み飲食サービス・宿泊業の経営継続を支援するため、売上が大きく減少した事業者に給付金を支給します。

対象者	■西都市内で事業を営んでいる事業者で次のいずれかに該当する事業者 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～5月までのいずれかの月の売上が前年同期比(※)で75%以上減少している ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～5月までのいずれかの月の売上が前年同期比(※)で概ね30%以上減少している飲食サービス、宿泊業 ※ただし、平成31年1月2日から令和2年1月31日までの間に営業を開始した場合は、営業開始から令和2年2月までの売上の内最も高い月の売上と令和2年3月から同年5月までのいずれか低い月の売上と比較したもの
助成額	■①②ともに10万円
申請期間	令和2年5月1日から6月30日まで
必要書類 (申請及び請求時)	■飲食サービス・宿泊業等事業継続給付金交付申請書兼請求書 ■売上が減少したことを証する書類 (前年確定申告書の写し、最近の売上台帳など) ■その他必要と認める書類

<手続きの流れ>



【お問い合わせ先】 西都市新型コロナ感染症対策室（商工観光課）

電話：0983-43-3222 FAX：0983-43-2067